

性能検証仕様書ガイド

01700節 プロジェクトの終了

仕様書記述者へ:

ここに掲げた仕様書ガイドは、当該プロジェクト固有の性能検証へのニーズと要件に合致するように、該当する仕様書の節(セクション)を検討し、修正、字句挿入をすることとしている。これらの仕様書へのいかなる修正も、オーナー代表者との協議、署名の設備設計家(engineer of record)了承を得なければならない。チェックボックス或いは書込み用の余白には夫々適切に記入し、選択肢は適用項目以外全て消去する。また枠囲いの記述指針はすべて削除されたい。

多くの場合、請負者に本竣工(Substantial Completion)の前にすべての性能検証業務を完了すべきという風に要件を強化するのは困難である。それがもし実際的な条件でなければ、請負者がすべての性能検証責務を完了させるのは困難であろう。故に:

性能検証がタイムリーに完了し、請負者に性能検証業務を完了させるインセンティブを与えるためには、新しい目標期限を定め、損害債務(liquidated damage)はそれに合わせる(00800節)。この目標期限は「機能上の竣工」と呼ばれる。機能上の竣工は本竣工の日より然るべき日数の後に定められ、その時点で請負者のすべてのTABの残りとは(季節試験と承認された遅延業務を除き)完了し、或いは規定による損害債務が発生する。

第17部門に記されたすべての性能検証業務は、機能試験と制御実習を除き本竣工日までに完了すべきことを請負業者に伝えよ。

本竣工に関する前提事項

.....
.....

第17部門に記されたすべての性能検証業務は、機能試験と制御実習を除き、発注者のPMによる承認所が無い限り本竣工日までに完了しなければならない。

本竣工(Substantial Completion)の定義は請負契約書の一般事項の中で適切な節に付加すべきである。

第17部門に記されたすべての性能検証業務は、機能試験と制御実習を除き、季節試験及び承認された繰延べ試験と制御訓練を除き、本竣工日までに完了すべきことを請負業者に伝えよ。

機能上の竣工への節に対する前提条項に下記を含めよ。

機能上に竣工に関する前提事項

- A. 第17部門に記されたすべてのTAB業務は、発注者のPMによる承認所が無い限り、機能上の竣工日までに完了しなければならない。例外は、入居後に計画された制御システムの訓練、季節試験及び承認された繰延べ試験である。これはすべてのシステムを含み、下記に限られてはいない。
1. 完成し署名された始動(start-up)と事前機能チェックリストの文書化
 2. 要求されたトレンドログデータ
 3. 承認済みのTAB最終報告書
 4. すべての機能試験の完了
 5. オーナーの保守要員の訓練完了、承認
 6. 承認されたO&Mマニュアルの提出
 7. すべての欠陥と認められた項目が修正されたか、或いは発注者の承認によりこの目標期限適用から除外された。
- B. 発注者のPMは、CAの示唆する機能上の竣工について査閲したのち、機能竣工日を決める。

もし、性能検証シナリオが、発注者或いはCMの雇用する第三者ではなく、請負者の雇用する性能検証事業者(commissioning provider)あるいは試験技師(test engineer) が日常の性能検証業務を実施する場合には、下記の文章を含めよ:

- C. 性能検証活動は補償できない性格のものであるから、遅延の理由にはなり得ない。

機能上の竣工(Functional Completion)の定義は、工事契約書の一般事項の適切な場所にこれを含めるべきである。

仕様書ガイドの終り